

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款
(新旧対照表)

現行	改正
非課税上場株式等管理約款 大和証券株式会社	非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款 大和証券株式会社
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（本約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指します）が租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座並びに、同法第9条の9に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（本約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指します。）が租税特別措置法第9条の8に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座並びに、同法第9条の9に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p style="text-align: center;">（現行通り）</p>
第2章 非課税口座の管理	第2章 非課税口座の管理
<p>第2条 非課税口座開設届出書等の提出等 （省 略）</p> <p>①「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び<u>住民票の写し</u>等 勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間</p> <p>②「非課税口座廃止通知書」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」等 非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）又は非課税管理勘</p>	<p>第2条 非課税口座開設届出書等の提出等 （現行通り）</p> <p>①「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等 勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間</p> <p>②「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」等 非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）又は非課税管理勘</p>

現行	改正
<p>定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間。なお、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p>	<p>定又は<u>累積投資勘定</u>を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間。なお、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は<u>累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p>
<p>2. 当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p>	<p>2. 当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管します。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行通り)</p>
<p>5. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、当社での受付手続が完了した日において次の各号に該当するとき、当社は所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p>	<p>5. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、当社での受付手続が完了した日において次の各号に該当するとき、当社は所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p>
<p>① 1月1日から9月30日までの間に受付手続が完了した場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p>	<p>① 1月1日から9月30日までの間に受付手続が完了した場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定又は<u>累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p>
<p>② 10月1日から12月31日までの間に受付手続が完了した場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</p>	<p>② 10月1日から12月31日までの間に受付手続が完了した場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は<u>累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p>
<p>6. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」</p>	<p>6. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は<u>累積投資勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は<u>累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第14項に規定す</p>

現行	改正
<p>(以下、「変更届出書」といいます。)を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。</p> <p>7. 当社は、「変更届出書」の受付手続が完了したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には、当該非課税管理勘定を廃止します。</p> <p>8. 当社は、「変更届出書」の提出を受け所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p>9. 第4項、第6項に基づきお客様が提出された「非課税口座廃止届出書」、「変更届出書」について、当社での受付及び所定の手続が9月30日までに完了した場合であっても、当社での手続の関係その他の事由により、第5項1号の「非課税口座廃止通知書」、第8項の「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」のお客様への交付が10月1日以降となる場合があります。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>る「金融商品取引業者等変更届出書」(以下、「変更届出書」といいます。)を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。</p> <p>7. 当社は、「変更届出書」の受付手続が完了したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止します。</p> <p>8. 当社は、「変更届出書」の提出を受け所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「<u>勘定廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p>9. 第4項、第6項に基づきお客様が提出された「非課税口座廃止届出書」、「変更届出書」について、当社での受付及び所定の手続が9月30日までに完了した場合であっても、当社での手続の関係その他の事由により、第5項第1号の「非課税口座廃止通知書」、第8項の「<u>勘定廃止通知書</u>」のお客様への交付が10月1日以降となる場合があります。</p> <p>10.平成 29 年 10 月 1日時点で当社に開設した非課税口座に平成 29 年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>
<p>第3条 非課税管理勘定の設定</p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該</p>	<p>第3条 非課税管理勘定の設定</p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該</p>

現行	改正
<p>記録若しくは記載又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする<u>非課税管理勘定に係る年分</u>の1月1日前に提供があつた場合には、同1月1日）において設けられます。</p>	<p>記録若しくは記載又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（<u>累積投資勘定が設けられる年を除きます。</u>）に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」に記載の<u>非課税管理勘定</u>の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（<u>非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同1月1日</u>）において設けられます。</p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p>第3条の2 累積投資勘定の設定</p> <p><u>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けるための累積投資勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</u></p> <p>2. <u>前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又</u></p>

現行	改正
	<p>は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同1月1日）において設けられます。</p>
(新 設)	<p>第3条の3 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法その他法令等により定める方法により、確認します。</p> <p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>
<p>第4条 非課税管理勘定における処理</p> <p>上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項</p>	<p>第4条 非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理</p> <p>非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株</p>

現行	改正
<p>各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。</p> <p>(省 略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。</p> <p>(現行通り)</p> <p>3. <u>非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。</u></p>
<p>第5条 非課税口座に受け入れる上場株式等の上限額</p> <p>非課税口座に設けられた各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は<u>120万円</u>(平成27年までは<u>100万円</u>)を上限とします(以下「非課税口座の上限額」といいます。)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第5条 非課税口座に受け入れる上場株式等の上限額</p> <p>非課税口座に設けられた各年分の非課税管理勘定又は<u>累積投資勘定</u>に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は<u>租税特別措置法その他の法令に定める金額</u>(平成29年10月1日時点では、非課税管理勘定においては<u>120万円</u>、<u>累積投資勘定</u>においては<u>40万円</u>)を上限とします(以下、「非課税口座の上限額」といいます。)</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第6条 非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間 <u>(以下、「受入期間」といいます。)</u>に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込み</p>	<p>第6条 非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの限り、<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等</u>を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等につ</p>

現行	改正
<p>により取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、<u>ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。</u>の合計額が非課税口座の上限額を超えないもの</p> <p>イ <u>受入期間内</u>に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から<u>租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等</u></p> <p>②<u>租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>いてはその払い込んだ金額をいい、<u>ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。</u>の合計額が非課税口座の上限額 <u>(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額をいいます。)</u>を超えないもの</p> <p>イ <u>非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に</u>当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ <u>他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。)</u>から<u>租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</u></p> <p>②<u>租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p>③<u>租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>第6条の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は、<u>お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2</u></p>

現行	改正
	<p>号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、のみを受け入れます。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が非課税口座の上限額を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等</p>
<p>第7条 譲渡の方法</p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第7条 譲渡の方法</p> <p>非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>2. <u>累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37</u></p>

現行	改正
	<p><u>条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を經由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p>
<p>第8条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合(第6条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含まず。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。</p> <p>ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当社は、租税特別措置法施行令に基づき当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</p>	<p>第8条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合(第6条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含まず。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。</p> <p>ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合及び<u>第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るものは</u>、当社は、租税特別措置法施行令に基づき当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</p>
<p>第9条 非課税管理勘定終了時の取扱い (省略)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の<u>いずれか</u>により取扱うものとします。</p> <p>①<u>第6条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して非課税口座の上限額を超えないものに限ります。)</u></p>	<p>第9条 非課税管理勘定終了時の取扱い (現行通り)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の<u>各号に掲げる場合</u>に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①<u>お客様から当社に対して第6条第2号の移管を行うその他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></p>

現行	改正
<p><u>②非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座(租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。)への移管(特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p><u>②お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p><u>③前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p><u>第9条の2 累積投資勘定終了時の取扱い</u></p> <p><u>本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します(第2条第7項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</u></p> <p><u>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p><u>①お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p><u>②前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u></p>
<p><u>第10条 他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等</u></p> <p><u>当社は、第6条第1号ロ又は前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号の定めるところにより行います。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p><u>第10条 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</u></p> <p><u>お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税</u></p>

現行	改正
	<p><u>口座異動届出書」を提出していただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該異動届出書を受け付けることができません。</u></p> <p>2. <u>お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに受付手続が完了するよう、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」を提出していただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。</u></p> <p>3. <u>平成36年1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p>
<p>第12条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い</p> <p>お客様が当社に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が非課税口座の上限額を超える場合には、当社の定める方法により取扱います。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第12条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い</p> <p>お客様が当社に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内又は累積投資勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が非課税口座の上限額を超える場合には、当社の定める方法により取扱います。</p> <p>(現行通り)</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">第3章 未成年者口座の管理</p> <p>第15条 未成年者口座開設届出書等の提出 (省 略)</p> <p>2. 当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>5. お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は課税未成年者口座から金銭その他の資産の払出を行ったこと等に伴い、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（租税特別措置法施行令所定の災害等事由による移管又は返還で同令所定の要件を満たす場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 未成年者口座の管理</p> <p>第15条 未成年者口座開設届出書等の提出 (現行通り)</p> <p>2. 当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管します。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>5. お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は課税未成年者口座から金銭その他の資産の払出を行ったこと等に伴い、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（租税特別措置法施行令所定の災害等事由による移管又は返還で同令所定の要件を満たす場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第16条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。第28条から第30条、第32条及び第39条を除き、以下同じ。)(以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成28年から平成35年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>第16条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。第28条から第30条、第32条及び第39条を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成28年から平成35年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>

<p style="text-align: center;">現行 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">改正 (現行通り)</p>
<p>第 17 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第 17 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理します。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第 18 条 未成年者口座に受け入れる上場株式等の上限額</p> <p>未成年者口座に設けられた各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は 80 万円を上限とします（以下「未成年者口座の上限額」といいます。）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第 18 条 未成年者口座に受け入れる上場株式等の上限額</p> <p>未成年者口座に設けられた各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は 80 万円を上限とします（以下、「未成年者口座の上限額」といいます。）。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第 21 条 課税未成年者口座等への移管</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 19 条第 1 項第 1 号口又は同条第 2 項第 1 号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>② お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年（以下「20 歳到達年」といいます。）の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p>	<p>第 21 条 課税未成年者口座等への移管</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下、「5 年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 19 条第 1 項第 1 号口又は同条第 2 項第 1 号の移管がされるものを除きます。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>② お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年（以下、「20 歳到達年」といいます。）の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p>
<p>第 22 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘</p>	<p>第 22 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘</p>

現行	改正
<p>定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由（以下「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由（以下「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第23条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>第21条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>第23条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>第21条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。</p>
<p>第25条 出国時の取扱い</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第25条 出国時の取扱い</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p>2. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管します。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第3章の2 課税未成年者口座の管理</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章の2 課税未成年者口座の管理</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p>
<p>第27条 課税管理勘定における処理</p> <p>課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第28条から第30条、第32条及</p>	<p>第27条 課税管理勘定における処理</p> <p>課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第28条から第30条、第32条及</p>

現行	改正
<p>び第39条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>び第39条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理します。</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第29条 課税管理勘定での管理</p> <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第29条 課税管理勘定での管理</p> <p>課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託します。</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第31条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>第29条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p>	<p>第31条 未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止</p> <p>第29条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。</p>
<p>第32条 重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合</p> <p>お客様の基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。)を廃止</p>	<p>第32条 重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合</p> <p>お客様の基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。)を廃止</p>

現行	改正
<p><u>いたします。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>します。</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第 33 条 出国時の取扱い</p> <p>お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、第 3 章の 2 (第 28 条及び第 32 条を除く。) の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 33 条 出国時の取扱い</p> <p>お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、第 3 章の 2 (第 28 条及び第 32 条を除きます。) の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第 3 章の 4 代理人の届出</p> <p>第 35 条 代理人の届出</p> <p>(省 略)</p> <p>4. 第 2 項の届出があった場合、お取引 (前条第 3 項の出金を除きます) は原則として当該代理人を通じて行うものとします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 3 章の 4 代理人の届出</p> <p>第 35 条 代理人の届出</p> <p>(現行通り)</p> <p>4. 第 2 項の届出があった場合、お取引 (前条第 3 項の出金を除きます。) は原則として当該代理人を通じて行うものとします。</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第 37 条 成年に達した場合の取扱</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 37 条 成年に達した場合の取扱い</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第 3 章の 5 その他の通則</p> <p>第 38 条 残高の通知</p> <p>当社は未成年者口座及び課税未成年者口座のお預り残高について、定期的にお客様に通知<u>いた</u>します。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 3 章の 5 その他の通則</p> <p>第 38 条 残高の通知</p> <p>当社は未成年者口座及び課税未成年者口座のお預り残高について、定期的にお客様に通知しま<u>す</u>。</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第 40 条 基準年以降の手続き等</p> <p>お客様が基準年に達した場合には、当社はお客様に払出制限が解除された旨及び残高を通知<u>いた</u>します。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 40 条 基準年以降の手続き等</p> <p>お客様が基準年に達した場合には、当社はお客様に払出制限が解除された旨及び残高を通知しま<u>す</u>。</p> <p>(現行通り)</p>
<p>第 4 章 雑則</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 4 章 雑則</p> <p>(現行通り)</p>

現行	改正
<p>第 44 条 合意管轄</p> <p>この約款に関するお客様と当社との間で生ずる<u>すべての</u>訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 44 条 合意管轄</p> <p>この約款に関するお客様と当社との間で生ずる<u>全ての</u>訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(現行通り)</p>
<p>附則</p> <p>この約款は、平成<u>27</u>年10月<u>5</u>日より適用されます。<u>ただし、未成年者口座及び課税未成年者口座に関する規定は平成28年1月1日より適用されます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>附則</p> <p>この約款は、平成<u>29</u>年10月<u>1</u>日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>